

4. 糖尿病(急性合併症治療を担う医療機関)

病期の区分	医療機能	各医療機関等に求められる事項	医療機関等の例
急性合併症 治療	急性合併症 の治療を行 う機能	<p><選定基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 関係する診療ガイドラインに準じた診療を実施していること ② 低血糖及び高血糖に伴う昏睡等急性合併症の治療が 24 時間実施可能であること ③ 食事療法、運動療法を実施するための設備があること ④ 糖尿病連携手帳等を活用し、糖尿病治療を行う他の医療機関と連携が可能であること ⑤ 感染症流行時等の非常時に糖尿病治療が中断されないことがないよう、平時から下記の事項等の対応方法を検討していること。 <ul style="list-style-type: none"> I. 在宅医療や訪問看護を行う事業者等と連携できる体制の構築 II. 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(平成 30 年医政発 0330 第 46 号厚生労働省医政局長通知別紙)に沿ったオンライン診療 III. 医療連携や診療のための ICT 活用 	<p>・糖尿病急性合併症の 治療が可能かつ救急 機能を有する医療機 関</p>